

「農泊 食文化海外発信地域」の 取組計画の要件の解説

令和元年5月
農林水産省

1 ビジョン・目標に関する事項

【要綱の規定】

訪日外国人旅行者として来訪が見込まれる国・地域別の旅行者数、推奨すべき訪問先のルートの設定、受入施設の整備等について、明確なビジョン・目標を設定していること。

【解説】

- 取組計画の実行に当たっては、明確なビジョンの下、具体的な目標に向かって各種の取組を進めていくことが重要です。
- 本制度の狙いは、訪日外国人旅行者の観光需要を地方に取り込むことにより、農山漁村に賑わいを取り戻すことです。この取組を契機として、自らの地域をどういう地域にしたいかというビジョンと、そのビジョンの実現のマイルストーンとなる目標について、実行組織を中心に徹底的に話し合っただけでなく、取組計画の実行性を高めることとなります。
- また、ビジョン・目標を立てる際の前提として、自らの地域の現状を客観的に分析することも重要です。食や景観等の地域資源として何があるのか、地場の農林水産業の特色は何か、宿泊施設や飲食店の収容力、食材の供給力、交通網の容量はどれくらいかなど、自らの地域の現状を分析して下さい。その上で、取組計画の計画期間である5年間において、誰をターゲットとして、どれくらいの数の人を、どこに呼び込むのかという、目標を作成して下さい。
- 「来訪を見込む国・地域」については、国・地域ごとに旅行の楽しみ方や滞在期間、言語、食習慣・宗教的背景が異なり、その設定の仕方により取組計画の内容も大きく変わってきますので、自らの地域の特性を踏まえた十分な検討が必要です。

- 「国・地域別の旅行者数」については、既存インフラの現状分析と今後の整備計画を踏まえ、受け入れ可能な人数を設定して下さい。より多くの旅行者に訪問してもらうことも重要ですが、おもてなしの質がしっかりと確保できる目標を設定して下さい。

- 「推奨すべき訪問先のルート」とは、いわゆるモデルコースを指します。「地域の食」、「地域の農林水産業」、「文化、景観等の地域資源」の三つのコンテンツを適切に組み合わせ、魅力的なコース設定をすることが重要です。基本となる旅行商品としての性格を有するので、商業的観点からの検討も必要とされます。

- 「受入施設の整備」とは、飲食施設、観光施設、宿泊施設等の整備のことです。これは、旅行者数や訪問ルート等との相関関係が深いため、その目標設定に当たっては、これらと一体として検討する必要があります。また、「受入施設の整備」については、目標だけではなく、別途、「9 インフラ等受入環境の整備に関する事項」において、その整備の時期、方法、資金計画等について、記載する必要があります。

- このほか、各地域の取組内容に応じて、必要な目標を設定して下さい。

- 本制度における取組計画は、5年間かけて魅力ある地域にしていく取組であり、取組初年度からすべての事項が達成されている必要はありません。実行組織において、優先順位をつけて、計画的に取り組んで下さい。

2 地域の課題に関する事項

【要綱の規定】

取組を進めるに当たっての地域の課題（農林水産業の振興をはじめとする地域の総合的な振興、宿泊施設及び飲食施設との連携、鳥獣害対策との連携、景観や環境保護との連携、地域の食文化の継承や食育との連携等）を明らかにするとともに、その解決に向けた方策及びこれに必要な経済活動（稼ぐ力、農山漁村振興交付金等の活用、民間資金の活用等）の方針を示すこと。

【解 説】

- 1において既述のとおり、取組計画の作成に当たっては、まずは自らの地域の現状について分析をすることが重要です。そのことにより、訪日外国人旅行者を誘致する上で、地域全体で取り組むべき課題が浮き彫りになると考えられます。
- 要綱においては、その代表的なものとして、「農林水産業の振興をはじめとする地域の総合的な振興」、「宿泊施設及び飲食施設との連携」、「鳥獣害対策との連携」、「景観や環境保護との連携」、「地域の食文化の継承や食育との連携」の5つを例示しています。ただし、これはあくまでも例示であり、外国人を受け入れるために優先的に解決すべき課題は地域によって様々であることから、まずは地域で十分な話し合いをして下さい。
- また、要綱においては、課題の設定と併せて、その解決に向けた方策やこれに必要な経済活動の方針を示すことを求めています。ここで「必要な経済活動の方針」を示すこととしているのは、解決方策の実施には財政的負担が伴うことが想定されることから、その実効性を担保するためです。
- なお、「地域の課題に関する事項」において記載すべき課題は、飲食施設、観光施設、宿泊施設等のインフラに係る課題ではなく、ソフト面での課題です。

3 地域の食に関する事項

【要綱の規定】

当該地域に特有で、伝統的に供されている料理が存在すること。

【解 説】

- 取組の核の一つである「地域の食」について規定しています。地域には、その自然環境等に応じた特徴的な農林漁業が営まれ、地域特有の食文化が形成されています。このような食文化から生まれた料理の魅力を再確認し、その歴史的・文化的背景も含めて訪日外国人に訴求していくことが、取組の重要なポイントとなります。

- 「地域に特有で、伝統的に供されている料理」とは、その地方特有の素材や調理法による料理で昔から食されているもの、いわゆる郷土料理を想定しています。単品であるか、会席料理のように複数の料理の集合体であるかは問いません。また、その地域の食が有名であるか否かも問いません。

- 「地域の食」の要件をまとめると以下のとおりです。
 - ・ その料理が歴史的・文化的背景を有すること
 - ・ その地域特有の食材を使用している又はその地域特有の調理法が用いられていること
 - ・ その地域で営まれる農林水産業から生産される食材を使用していること
 - ・ 複数世代にわたって継承されてきた料理であること

- なお、近年、まちおこしの手法として活用されるB級グルメ等は「地域の食」には該当しませんが、取組を魅力あるものとするため、「地域の食」に加え、「B級グルメ」の提供を取組内容のひとつとすることは差し支えありません。

4 地域の農林水産業に関する事項

【要綱の規定】

当該地域の食に必要な農林水産物を生産する農林水産業が営まれていること。

【解 説】

- 取組の核の一つである「地域の農林水産業」について規定しています。農林水産業は自然環境に立脚した営みであり、その地域の景観等を形づくるとともに、その地域の食文化や祭事、伝統芸能等とも密接にかかわっています。
- 要綱においては、単に農林水産業が営まれているということだけではなく、地域の食に使用される食材が、その地域で営まれる農林水産業によって生産されていることを要件としています。
- なお、地域の食と直接関係のない作物等であっても、収穫体験として活用するものや、農の風景といった特徴的な景観を作り出すものについては、観光資源の一つとして位置づけることが可能です。

5 地域の食と関連性のある地域資源に関する事項

【要綱の規定】

当該地域の食や農林水産業との関連が説明できる文化、伝統工芸、芸術、自然、景観、伝承、生物等の地域資源が地域に存在すること。

【解 説】

- 本制度の取組は、「地域の食」と「農林水産業」を核とし、これらに関連する様々な地域資源を組み合わせて魅力ある観光地を創出し、訪日外国人旅行者を呼び込むものです。
- その地域で農林水産業が営まれていれば、その生産物を使った特有の料理があり、そして、その農林水産業に関連する様々な祭事や景観等が形成されています。このような各地域にある貴重な地域資源を、もう一度見つめ直し、その魅力を再発見していただきたいと考えています。
- その上で、どの地域資源を「売り」にし、どのように周遊ルートに組み込んでいくかを実行組織を中心に検討して下さい。

6 地域の食と農林水産業に係るストーリーに関する事項

【要綱の規定】

当該地域の食や農林水産業と関連性のある地域資源との関係が、当該地域に特有の歴史的なストーリーとして説明できること。

【解 説】

- 旅慣れた旅行者や日本への再訪者を中心に、単に美味しいもの食べる、美しい景色をみるといったことだけではなく、その歴史的・文化的背景を含めたストーリー性に価値を見いだす人が増えています。
- また、このような旅行者は、その土地でしか体験できない希少性を重視し、帰国後、インターネット等を通じて、自らの体験を広く発信する傾向があります。
- このような訪日外国人旅行者のニーズをしっかりと捕捉し、何度も訪れてもらうため、当該地域の食や農林水産業と関連性のある地域資源との関係が、当該地域に特有の歴史的なストーリーとして説明できることを要件としています。
- 実際の運営においては、歴史的なストーリーをわかりやすく伝えるパンフレット等の資材の開発とともに、飲食店、宿泊施設、観光施設、体験施設等において、当該ストーリーをしっかりと訪日外国人旅行者に説明できる、いわゆる語り部のような人材を育成し、適切に配置することも重要です。

7 地理的範囲に関する事項

【要綱の規定】

一の市町村の区域又は地理的、地縁的、文化的条件に一体性のある複数の市町村の区域を、地域の範囲として設定すること。

【解 説】

○ 取組計画を実行するに当たっては、地方公共団体の果たす役割が重要であることから、取組計画の対象とする地理的範囲も行政区域単位で設定することとしています。

○ 地理的範囲については、2つの設定方法を規定しており、

① 一の市町村の区域

② 地理的、地縁的、文化的条件に一体性のある複数市町村の区域のいずれかの区域を設定することとしています。

○ 「一の市町村の区域」は、1つの市町村の行政区域の全域を想定していません。したがって、1つの市町村の行政区域の一部のみを取組計画の対象とすることは想定していません。

ただし、市町村合併により行政区域が大きく広がり、地理的・地縁的・文化的条件の一体性が希薄な地域が併存する場合には、旧市町村単位で区域の設定をすることは考えられます。

○ 「地理的、地縁的、文化的条件に一体性のある」とは、行政区域としては異なる市町村となってはいるものの、地理的に隣接している、互いの住民に縁故関係がある、共通の食習慣や祭事があるといった一体性があるということです。このような場合には、複数市町村の区域を取組計画の対象区域として設定することが可能です。

なお、この場合も、「一の市町村の区域」の場合と同様、複数市町村の行政区域の全域を対象とすることを想定しており、その一部のみを対象とすることは想定していません。ただし、市町村合併により行政区域が大きく広がっている場合には、複数の市町村にまたがる地理的、地縁的、文化的条件に一体性がある地域を、旧市町村単位で区域設定することは考えられます。

8 マネジメントに関する事項

【要綱の規定】

① 実行組織

ア 第5の1の取組計画に記載された取組の実行組織においては、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a) 法人格を有していること又は当該年度内に法人格の取得が見込まれること。

b) 実行組織の中核となる民間組織が法人格を有していること又はその民間組織による当該年度内の法人格の取得が見込まれること。

イ 実行組織の構成員には地方公共団体が含まれていることが望ましい。

② 品質の維持・向上を確保するための体制

第5の1の取組計画に掲げる事項について、その品質の維持及び向上を図るための取組状況のフォローアップや改善を実施する体制が整っていること。

③ 人材の育成及び確保

ア 持続的に取組を実施するための人材の育成及び確保について、女性やシニア世代の活用を含め、計画的に取り組んでいること。

イ 本地域の核である地域の食や農林水産業を、次世代に継承していくための方策に計画的に取り組んでいること。

【解 説】

① 実行組織について

「実行組織」とは、取組内容のすべてを一体的かつ一元的にマネジメントする組織であり、取組計画を実行する上で最も重要な要素となります。本制度の創設に当たり設置された検討委員会においても、多くの委員から、実行組織のマネジメント力が成否を決定するとの意見が出されました。

実行組織のメンバーは、取組内容に関連するすべての関係者が参加することが望ましいと考えています。また、地方公共団体についても、実行組織に構成員として参画又は職員を派遣等し、当該地域のマネジメントを支援していただくことを期待しています。

② 品質の維持・向上を確保するための体制について

取組計画は5年間の計画であり、PDCAサイクルに基づき、計画的に進めていく必要があります。また、実際の顧客の満足度等を踏まえ、常にサービスの質の維持や向上に努めて行くことが重要です。

このため、個々の計画の内容の実施状況を評価し、改善策を検討する組織を実行組織内に設けることが必要です。その際、外部の専門家等も活用し、より実効性のある検討を行うことが重要であると考えています。

③ 人材の育成及び確保について

取組計画は一過性のものではなく、その取組をきっかけとして、当該地域が永続的に維持・発展していくことが重要です。

このため、要綱においては、人材の育成及び確保を記載事項とし、取組のノウハウがしっかりと次世代に継承されることを求めています。

9 インフラ等受入環境の整備に関する事項

【要綱の規定】

- ① 訪日外国人旅行者を呼び込むための飲食施設、観光施設、宿泊施設等の整備を計画的に行うこと。
- ② 訪日外国人旅行者が旅行しやすい環境（多言語での観光案内・メニュー表示、Wi-Fi環境、トイレ、域内交通機関等）の整備を計画的に行うこと。

【解 説】

- 飲食施設、観光施設、宿泊施設等の施設は、旅行客を受け入れるための最も基礎的なインフラです。取組計画の目標において定める旅行客数とも密接に関連するものであり、その整備方針をしっかりと定める必要があります。
また、道路等の公共施設は、民間だけで実施するのは困難であり、行政とも連携して計画的に進めていただく必要があります。
- また、多言語での観光案内やメニュー表示等のソフト的な環境整備については、既存の資材やコンテンツも開発されおり、このようなものの活用も有効です。
- なお、外国人旅行者の受入においては、地域が懸念するほどインフラの整備不足がボトルネックになるとは限りません。地域の解決すべき課題は、先入観にとらわれず様々な事例も参考にして、まずは地域で十分に話し合ってくださいと重要だと考えています。

10 任意の取組事項

【要綱の規定】

取組計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 地理的表示保護制度（G I）の活用に関する事項
- (2) 世界農業遺産（G I A H S）や日本遺産等の活用に関する事項
- (3) 生産作業や調理等の体験に関する事項
- (4) 当該地域の農林水産物・食品の輸出促進に関する事項
- (5) 農林水産業者が経営に関わる施設（直売所、農家レストラン、観光農園
農家民宿等）の活用に関する事項
- (6) 観光庁から認定された「広域観光周遊ルート」との連携に関する事項

【解 説】

- 要綱においては、取組計画に記載する「任意の」取組内容として、6つの事項を掲げていますが、このほかにも、各地域の実情に応じて、取組事項を追加して記載してもかまいません。
- これらに例示された事項は、うまく活用すれば、訪日外国人旅行者を呼び込むための重要な資源になると考えています。実行組織にこれらの資源の関係者も参加し、一体的な発信に取り組むことを期待しています。